

平成24年4月3日

消費者庁

食品表示課 意見募集担当 御中

「食品表示一元化検討会の中間論点整理について」への意見

公益社団法人

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会（通称 NACS）

〒152-0031東京都目黒区中根2丁目13番18号

第百生命都立大学駅前ビル

電話03-3718-4678（代）fax03-3718-4015

eメール [advisor-consultant@nacs.or.jp](mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp)

消費者庁の消費者基本計画には「食品表示に関する一元的な法律を制定すること」が明示され、2012年度中には新法案を提出することが閣議決定されています。

食品表示は消費者が商品を選び購入するために非常に重要な情報です。何が使われ、どこで、どのように作られたかという正確な情報が提供されることで、消費者は安心して選択ができます。消費者庁は消費者サイドにきちんと軸足を置いて、食品表示の問題にも取り組まれることを希望します。

当委員会では、平成22・23年度において、複数の法律にまたがり、使われている言葉の意味もわかりにくい現在の食品表示の実態と消費者がどのように理解し、どう活用しているか、また、どのような表示を望んでいるかなどの意識をアンケート調査し、さらに、消費者にとって望ましい表示について市販のお弁当を例に、表示のひな形を提案いたしました。

このような活動を踏まえて、今回の食品表示一元化検討会の中間論点整理について意見を申し述べます。

**【意見に係る論点】** [1]

**【表題】** 食品表示の目的について

**【意見】** 考え方1-3を基本的に支持します。

消費者基本法が制定され、消費者政策の推進は、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される」ことが消費者の権利であることを尊重すること等を基本として行うよう定められました。

これらを踏まえ、消費者が理解しやすい法律であるよう希望します。

一元化という視点に立つのであれば、従来のJAS法、食品衛生法、健康増進法ありきではなく、まずは食品表示の目的を明確にして、一元化法としての基本的な考え方を固めた上で、食品表示規制のしくみの在り方を議論すべきと考えます。

これを決めた上で、表示事項、栄養表示、加工食品の原料原産地表示など、各論の検討をしてみたいでしょうか。このままでは、一元化法案の中に“すきま”（つまり、例外規定）がたくさん出来てしまうのではないかと心配です。

これまでの検討会の議論の進め方が適切であったか、今一度、見直しを希望します。

#### 【意見に主に関係する論点】 [2-1]

##### 【表題】 義務表示事項について

【意見】 考え方2-1-2を基本的に支持します。

現行の義務表示のうち、特に生命に直結するアレルギー表示については「！」マークをつける、ほかの表示よりポイントを大きくする、順番を前にもってくるなどの工夫を希望します。

また、主な原材料については、原産地も義務表示とすることを希望します。

さらに、製造業者の名称及び所在地の項目では電話番号を義務化すべきと考えます。疑問が生じたときに、食品という性質上、すぐに問い合わせるためには電話番号は必須と思います。

栄養に関する表示は、健康への関心が高まる中、選択の際の大きな判断基準です。義務表示にすべきであると考えます。

消費者が食品を選択するには、比較検討できることが重要であると考えます。

2-1-1のように、事業者の主体的取り組みに任せてしまうと、事業者ごとに表示が異なり、比較検討が容易ではありません。

表示事項に優先順位をつけて、義務表示事項の範囲を検討される際、今ある義務表示から後退することのないことを希望します。

#### 【意見に主に関係する論点】 [2-1]

##### 【表題】 任意表示事項について

【意見】 考え方2-1-5を支持します。

栄養表示については、義務化される前提ですが、他の任意表示についても消費者の選択を容易にするためには、一定のルールのもとに表示されることを希望します。

【意見に主に関係する論点】 [2-2]

【表題】 食品表示を分かりやすくするための取り組み

【意見】 考え方2-2-1を支持します。

考え方2-2-2にした場合、必要最低限の表示さえ、不要と判断されかねません。字は大きいにこしたことはありませんが、そのために必要な情報が表示されなければ、消費者は適切な食品を選択できません。法律を整理し、表示の方法を統一することでわかりやすくなることを期待します。

記載する順番や、活字の大きさなども指定されることを希望します。

【意見に主に関係する論点】 [2-2]

【表題】 容器包装以外の表示媒体の活用について

【意見】 考え方2-2-3を基本的に支持します。

ホームページ（HP）閲覧が困難な人や、HPを持たない零細事業者が存在することは事実ですが、今後はHPを活用することは考えてよいのではないかと考えます。

原料の原産地などは、食品によっては短時日で変ることも予想され、すべて容器に包装することは困難でしょう。また、細かな添加物を全て記載するスペースがない小さな容器の場合には、例外としてHPでの掲載も認めてもいいのではないかと思います。HPを閲覧できない人のために、必ず電話番号を記載し、電話での問い合わせに応じる体制は必要不可欠ですが、基本的にはHPを活用する方向で検討していただきたいと思います。その際にも、HP掲載という便法が許される表示の範囲を明確にし、できるだけ容器本体に表示するという原則は守るべきです。

【意見に主に関係する論点】 [3]

【表題】 食品表示の適用範囲について

【意見】 考え方3-3を基本的に支持します。

外食や予め容器包装されずに販売される加工食品（ばら売り、量り売り）については原則として、表示義務は課されていませんが、少なくとも命に直結するアレルギー表示については、販売形態の如何を問わず、義務表示とすべきと考えます。

インスタ加工の包装済み食品については期限表示やアレルギー表示など現行の食品衛生法に基づく表示が義務付けられていますが、原材料名や内容量など食品衛生法では表示義務はありません。原材料名や内容量なども通常の予め包装された食品同様、表示義務を望みます。

量り売りで販売される惣菜や外食についても、カロリーや塩分の制限、健康志向が高まっていることから、アレルギー表示や栄養表示（少なくともカロリーや塩分表示）につ

いては義務化することを望みます。

インスタ加工や外食のうち、家族経営のような小規模な業態まで表示を義務づけることには、確かに混乱が予想されることから、このような業態には、必要最低限の表示義務（アレルギー表示とカロリー、塩分表示）を課すことが適切と思われます。

また、インターネット販売の場合、商品自体には表示はあっても、購入時には画面を通じてのみの情報しか得られないため、画面上に一定の表示基準を設けることが必要と思われます。

**【意見に主に関係する論点】 [4]**

**【表題】 加工食品の原料原産地表示の拡大について**

**【意見】 考え方4-3を支持します。**

現在原料原産地の表示対象品目は22食品群及び4品目となっておりますが、原則全ての表示を義務付け、どういう場合に免除できるのかを決めていけばよいのではないのでしょうか。当委員会が加工食品（お弁当）の表示について実施したアンケート調査によれば、加工食品を購入する際に、食品選択のために「原料原産地名」を参考にすると回答した者の比率が高いことがわかりました。食品の表示の目的は、「消費者の知る権利・選択できる権利の保障」と「事故発生時のトレーサビリティのため」と理解しています。食品を供給する、あるいは原材料を供給する事業者が、原材料に食品に関する情報を付けて売るというのは、消費者にとってだけでなく、食品加工業者も当然知らなければならない情報だと思われます。

全ての内容を表示するのが物理的なスペースから不可能であるなら、事業者のホームページ（HP）へアクセスするか、バーコードで読み取る、あるいは電話で問い合わせれば教えてもらえるというシステムづくりの検討を希望します。

**【意見に主に関係する論点】 [5-1]**

**【表題】 栄養表示を義務化すべきか**

**【意見】 考え方5-1-1を支持します。**

最近高血圧、糖尿病など生活習慣病が増えており、自らの食生活をコントロールし改善していこうと、国民の健康に対する関心が高まっています。そのため、栄養成分を食品選択の大きな目安と考える消費者も増えています。現在「健康増進法」に基づきエネルギー・たんぱく質・脂質・炭水化物・ナトリウムの5つの成分の表示が定められていますが、任意の表示です。平成23年度当委員会ではお弁当の表示調査を行いました。その結果栄養成分表示があったものは55点中18点全体の3分の1しかありませんでした。任意表示では消費者の要望にこたえ切れていません。今回の

栄養表示を義務化するという方針に賛成いたします。

【意見に主に関係する論点】 [5-2]

【表題】 対象となる栄養成分について

【意見】 考え方5-2-1を支持します。

表示義務の対象とする栄養表示は、現状から考えて優先度を見直しているエネルギー・ナトリウム・脂質・炭水化物・たんぱく質の5成分とし、ナトリウムについては食塩相当量の併記を望みます。一般の消費者はナトリウムだけの表示では自分の摂取量がわかりにくいと考えるからです。

【意見に主に関係する論点】 [5-3]

【表題】 表示値の設定について

【意見】 考え方5-3-1または、考え方5-3-2を支持します。

栄養成分が義務表示になった場合、食品を分析して正確な数値を表示することが困難な中小事業者の問題や個体差の大きいお惣菜・お弁当等は誤差が許容範囲に収まるのが難しいとの議論があり計算値による含有量表示にならざるをえないと指摘されています。この場合、計算値であることを明示したうえで国民の理解が得られるような表示値はどうあったらよいか検討していただきたいと考えます。特にナトリウムについては我が国の国民の摂取量が多いことから、誤差の許容範囲の設定を上限のみにするという考え方を支持します。

【意見に主に関係する論点】 [その他]

【表題】 [「食品表示の策定手順」を検討すべき]

【意見】 消費者の食品の表示に対するニーズは、社会情勢（環境問題、自給率）、食経験、技術革新、食習慣、ライフスタイルなどの変化によるところが大きいと考えられます。このような変化にできるだけ対応できるしくみが望ましいと考えます。つまり、「食品表示の策定手順」そのものも、「状況の変化」に対応できるものでなければなりません。

表示のわかりやすさについても、ガイドラインなどで示される個別の表示を見る限りは、わかりやすいと思っても、実際の商品を見ると、多くの表示の中に埋もれて、読みにくい、意味がわかりにくいものもあります。他の表示事項と合わせて見ると、必要性が違って見えてくることもあるのが現状だと思います。

このため、一度決めたら変更しないということではなく、消費者のその時々々のニーズや効果を踏まえて見直し、修正していくシステムをつくらなければ、消費者の日々の商

品選択のための情報とはなり得ないと考えます。

市場で販売された商品の表示を消費者が読んでいるのか、理解できているか、商品選択の際に活用できているのかなどを、検証し、食品表示の策定過程をレビューすることも表示内容の優先順位を検討する上では重要だと考えます。

食品表示の策定手順として、次のような PDCA を運用していただきたく提案します。

食品表示の目的の確認 → 社会、消費者のニーズの把握 → 表示規制の目標の策定  
→ 具体的表示事項、方法の検討 → 表示の実施（法律の施行）、ステイクホルダーへの  
周知や啓発 → 表示による効果の確認（目的、目標がどの程度達成できているか）、検証  
→ 表示ルールの見直し

以上